

緊急事態宣言の延長を受けた鹿児島県の対応

令和2年5月5日

自分を守る，家族を守る，ふるさと鹿児島を守る，
社会を守るため，

一人一人の自覚ある行動で，感染拡大阻止！

1 区域 鹿児島県全域

2 期間 令和2年5月7日（木）から5月20日（水）まで
[計14日間]

※ ただし，3(1)①，3(2)①及び3(3)④については，令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで（ただし，国の緊急事態宣言の期間）。

3 実施内容

(1) 県民の皆様へのお願い

- ① 不要不急の帰省や旅行など，都道府県をまたいで移動することは，避けるよう徹底してください。
- ② 「繁華街の接待を伴う飲食店等」や「ライブハウスなどの現にクラスターが多数発生しているような場」，「『三つの密（密閉，密集，密接）』のある場」へは，引き続き，外出を自粛してください。
- ③ ②以外の外出については，『三つの密』を徹底的に避けるとともに，手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するという，感染拡大を予防する「新しい生活様式【別添1】」を徹底してください。

なお、職場への出勤は、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触の低減をお願いします。

(2) 県外の皆様へのお願い

- ① 不要不急の帰省や旅行などによる来県を自粛してください。
- ② やむを得ず来県された場合は、下記のような感染拡大防止対策を徹底してください。
 - ・ 来県後2週間の外出自粛
 - ・ マスク着用など咳エチケットの徹底
 - ・ 毎日の体温測定
 - ・ 発熱等の症状が出たら、帰国者・接触者相談センターへ相談

(3) 事業者の皆様へのお願い

- ① これまでにクラスターが多数発生し、感染リスクが高いと考えられる別紙の施設につきましては、5月7日（木）から5月20日（水）までの間、引き続き、休業の御協力をお願いします。
- ② 4月25日（土）から5月6日（水）まで休業・営業時間短縮の要請をしていた施設のうち、5月7日（木）以降、休業・営業時間短縮の要請を行わない施設においては、【別添2】を参考に、積極的な感染防止の取組をお願いします。
- ③ 飲食料品、生活必需品の小売店や食堂、レストラン、喫茶店などの飲食店等においては、【別添2】を参考に、積極的な感染防止の取組をお願いします。
- ④ ホテル・旅館等の宿泊施設においては、緊急事態宣言の期間である5月31日（日）までの間、県外からの観光・レジャーなど不要不急の宿泊予約について、延期等日程変更の調整に御協力をお願いします。

⑤ 多数の方が参加するイベントの開催を控えてください。
比較的少人数のイベントの開催に当たっては、【別添2】
を参考に、積極的な感染防止の取組をお願いします。

⑥ 職場においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自
転車通勤など、人との接触を低減する取組を推進するなど、
『三つの密』を避ける行動を徹底するとともに、感染防止
のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、事業場
の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見
られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減ら
すためのテレビ会議活用等）をお願いします。

(4) 県立学校等の再開に関するお願い

学校については、子供達の健やかな学びを保障するために
5月11日（月）から再開するようお願いします。

ただし、ゴールデンウィーク終了から概ね2週間は「警戒
期間」ととらえ、5月24日（日）までの期間は、各学校の
状況に応じて、空き教室等を利用して、児童生徒同士の距離
を確保しながら教育活動を行っていただくよう、御協力をお
願いします。

(5) 県の公共施設の開館について

4月18日（土）から休館等していた県の公共施設につい
ては、離島等にある一部の施設を除いて、5月7日（木）か
ら開館します。

なお、当面の間、ホールや展示場等は、県民の方々が行う
小規模のイベントに限定し、宿泊施設については県内居住者
の利用に限ります。

(6) 感染者、医療従事者等への差別、偏見等防止のお願い

感染者やその家族、治療にあたった医療機関とその関係者、
その他関わりがあった方々に対して、不当な差別や偏見、い
じめ等が行われないう、正確な情報に基づいた冷静な行動
をお願いします。

【別紙】

新型コロナウイルス感染症対策に関する休業協力要請施設一覧

1 区域

鹿児島県全域

2 期間

令和2年5月7日(木)から5月20日(水)まで

[計14日間]

3 基本的に休業の協力を要請する施設

施設の種類	内訳
遊興施設	○キャバレー，ナイトクラブ，ダンスホール，スナック，バー，パブのうち，接待を伴う飲食店 ○性風俗店，カラオケボックス，ライブハウス

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

【別添2】

事業活動に当たっての積極的な感染防止の取組のお願い

事業者の皆様におかれましては、5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された「(2)業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインに関する留意点(抜粋)(別紙1)」や「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)(別紙2)」,並びに以下の具体的な取組例を参考に積極的な感染防止の取組をお願いします。

施設等	具体的な取組例
小売店	・レジ前の間隔の確保(待機列の間隔を空けるための床面サイン等の設置)
	・有人レジの間隔を空けた運用,セルフレジの活用
	・レジ周りの飛沫感染防止のための透明の間仕切り等の設置
	・高齢者や障害者等の客が優先的に買い物ができる時間帯の設定
	・電子決済の利用推奨
	・通販による販売方式の導入
	・少人数・マスク着用による来店呼びかけ
	・バーゲンセールや物産展などの催事やイベントの自粛
	・タイムセールス等の販促イベントの自粛
	・複数人が触る商品サンプルの提供自粛
	・試食販売の自粛
	・キッズスペースの自粛
	食事提供施設
・座敷席等における多人数での使用の自粛	
・横並びの着席(対面は避ける)	
・座席の間にパーティションの設置	
・十分な座席間隔の確保	
・客の入れ替え時の適切な消毒や清掃	
・大皿での取り分けによる食品提供の自粛	
・ビュッフェスタイルの自粛(又は個人用トンブ・取り箸の提供)	
・お酌,グラスやお猪口の回し飲みはしないよう注意喚起	
・酒類の提供時間の配慮	
・新聞・雑誌等の撤去	
・キッズスペースの自粛	
・接客時等におけるマスク着用	
・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応	

劇場等	・マスク着用の要請
	・十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・適切な消毒や換気
博物館 美術館 図書館	・マスク着用の要請
	・十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・適切な消毒や換気
	・入場制限等により施設内移動における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
サービス業や 学習支援業を 営む施設	・マスク着用の要請
	・十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・適切な消毒や換気
	・従業員と客との間や客と客との間にパーテーションを設置
遊技場	・マスク着用の要請
	・十分な座席間隔（約2m）の確保
	・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・適切な換気
	・客の入れ替え時の消毒
	・客同士が大声で会話しないよう注意喚起（BGMや機械の効果音等を最小限に設定）
催物 （イベント等）	比較的少人数（最大でも50人程度）とし、次の条件を満たすこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔は約2mを確保） ・大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと ・適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）の実施

2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点（抜粋）」

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。
 - ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・鼻水，唾液などが付いたごみは，ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は，マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は，必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に，不特定多数が触れる環境表面を，始業前，始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は，通常の清掃で良い。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については，感染した場合の重症化リスクが高いことから，サービス提供側においても，より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において，地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には，対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては，これまでにクラスターが発生している施設等においては，格段の留意が必要である。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

別紙2

		屋内							
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	
密接	運動施設 (屋外)	公園	入場人数の制限・ 滞在時間の制限	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	四方を 空けた 席配置							
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示							
	—	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
密閉	—	—	マスク着用						
	—	—	対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生		こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生		
衛生 対策 ・ その他	—	—	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—
	—	—	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						—